和福障第６５５号
令和７年６月１７日
（２０２５年）

指定障害児通所支援事業所　管理者　様

和歌山市長　尾　花　正　啓
（　公　印　省　略　）

障害児通所支援事業の適正かつ円滑な運営の維持について（通知）

平素より、本市の福祉行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

各指定障害児通所支援事業所におかれましては、日ごろより法令遵守を徹底し、適正かつ円滑な事業運営にご尽力いただいておりますこと、深く感謝申し上げます。

しかしながら、昨今、本市において、以下のような事例が発生しております。

・数か月前に変更があった事項について、変更届が大幅に遅れて提出された事例
・事業所内で事故が発生したにも関わらず、事故報告書の提出が１か月以上遅くなった事例
・従業者の急な退職により事業所が廃止され、利用児童の代替利用先を事業所が確保できなかった事例

このような事態は、適正かつ円滑な事業運営を維持する上で未然に防ぐべきものです。

つきましては、これらの事例の未然防止を図るとともに、法令遵守及び適正かつ円滑な事業運営に対するさらなる意識の向上を目的として本通知を送付いたします。

各事業所におかれましては、以下のような対応策を講じていただきますよう、お願いします。

・変更届等の提出期日の確実な把握と管理体制の強化
・風通しのよい職場環境の整備
・職員間の円滑な意思疎通の促進
・日常的な事業所間の連携体制の構築

以上となります。なお、別添に各事例において行うべきこととその根拠を記載していますので、必ずご確認ください。引き続き、利用児童が安心して支援を受けられる環境の維持に努めていただきますよう、お願いいたします。

和歌山市七番丁２３番地
和歌山市障害者支援課
TEL：073-435-1060
担当：中谷

別添

・事例１　変更届の大幅な提出遅延
必要なこと：変更日の前後１０日以内に障害者支援課に届出する。

【児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）抜粋】
第二十一条の五の二十第三項
　指定障害児通所支援事業者は、当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

・事例２　事故報告書の提出遅れ
必要なこと：原則事故発生後５日以内に障害者支援課に報告する。

【児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年省令第１５号。以下「基準省令」という。）抜粋】
（事故発生時の対応）
第五十二条　指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
２　指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
３　指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

【児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成２４年障発０３３０第１２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「解釈通知」という。）抜粋】
第三　児童発達支援　※放課後等デイサービス等においてもこの規定は準用されます。
３　運営に関する基準
（４１）事故発生時の対応（基準第５２条）
　　障害児が安心して指定児童発達支援の提供を受けられるよう、指定児童発達支

援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村及び当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。このほか、以下の点に留意するものとする。

①指定児童発達支援事業者は、（３０の２）の安全計画の策定等とあわせて、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいこと。また、事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。

　なお、事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。

②指定児童発達支援事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。

③指定児童発達支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成１４年３月２８日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。

・事例３　従業者の急な退職に伴う事業所の休止又は廃止
必要なこと：休止又は廃止を行う事業所が利用児童の代替利用先を探す。

【基準省令抜粋】

第十四条　指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

第十六条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同じ。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

【解釈通知抜粋】

第三　児童発達支援　※放課後等デイサービス等においてもこの規定は準用されます。

３　運営に関する基準

（４）提供拒否の禁止（基準第１４条）

指定児童発達支援事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは、

① 当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合

② 入院治療の必要がある場合

③ 当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合

等である。

なお、支援の不十分さを伝え利用申込者から断らせる等、実質的に障害の程度等により提供を拒否する場合は、正当な理由には当たらないものである。

（６）サービス提供困難時の対応（基準第１６条）

指定児童発達支援事業者は、基準第１４条の正当な理由により、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合には、適当な他の指定児童発達支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。